

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 11 月 8 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号： 関東信越（千葉）（受）第1700104号
厚生局事案番号： 関東信越（千葉）（脱）第1700002号

第1 結論

昭和31年11月21日から昭和38年12月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生年月日： 昭和16年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間： 昭和31年11月21日から昭和38年12月21日まで

私は、A社に勤務していたが、その厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金を受給した事実はないので、請求期間に係る脱退手当金の記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者の被保険者記録が記載されているページとその前後それぞれ8ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月21日の前後2年以内に資格喪失した者であって、同社に2年以上の被保険者期間がある者は77名であり、それらの者に関する脱退手当金の支給記録を確認したところ、55名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち51名は資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、上記55名のうち、住所の確認できた20名に照会したところ、6名は、退職時にA社から、将来の年金の代わりに一時金を受給するか否かを聞かれた、又は年金関係書類を代筆してもらった等、事業主による脱退手当金の代理請求の関与をうかがわせる回答及び陳述をしていることから、同社においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者の上記被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録により確認できる請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りではなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内の昭和39年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。